

公益社団法人 日本歯科衛生士会代議員会運営規則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規則は、公益社団法人日本歯科衛生士会（以下「本会」という。）定款第23条に基づき、代議員会の運営に関し必要な事項を定める。

第2章 代議員会の招集の手続等

(招集の手続)

第2条 代議員会を招集する場合には、理事会の決議によって、次の事項を定める。

- (1) 代議員会の日時及び場所
 - (2) 代議員会の目的である事項
 - (3) 書面によって議決権を行使することができる旨
 - (4) 電磁的方法によって議決権を行使することができる旨
 - (5) 次に掲げる事項
 - イ 代議員会参考書類に記載すべき事項
 - ロ 書面による議決権の行使については、議決権行使書を開催日の前日までに提出すべき旨
 - ハ 電磁的方法による議決権の行使については、開催日の前日までにすべき旨
 - (6) 代理人による議決権の行使について、代理権を証明する方法、代理人の数その他代理人による議決権の行使に関する事項
 - (7) 次に掲げる事項が代議員会の目的である事項であるときは、当該事項に係る議案の概要
 - イ 役員等の選任
 - ロ 役員等の報酬等
 - ハ 事業の全部の譲渡
 - ニ 定款の変更
 - ホ 合併
- 2 理事会は、前項第7号イにかかる議案の概要として、役員候補者を定めるものとする。この場合において、この規則第16条に基づき役員立候補の届出を受けた者を、理事及び監事候補者として定めなければならない。

(招集の通知)

第3条 代議員会を招集するには、会長は、代議員会の開催日の30日前までに代議員に対して書面でその通知を発しなければならない。ただし、緊急の場合は、2週間前までに短縮することができる。

2 前項の通知には、前条各号に掲げる事項を記載するとともに、代議員会参考書類及び議決権行使書、出席票その外必要な書類を同封しなければならない。

第3章 代議員会の開催

(会場の設営等)

第4条 代議員会の開催の際には、会場を設営し、議事運営に必要な職員等を配置する。

(代議員等の出席)

第5条 代議員会に出席する代議員は、会場の受付において、予め送付を受けた出席票の提出等によりその資格を明らかにしなければならない。

2 代議員の代理人として代議員会に出席する者は、会場の受付において、前項の出席票と委任状の提出等によりその資格を明らかにしなければならない。

(代議員以外の者の出席)

第6条 理事及び監事は、やむを得ない事由がある場合を除き、代議員会に出席しなければならない。

2 この法人の顧問、職員及び弁護士、公認会計士、税理士等は、議長、理事又は監事を補助するために、議長の許可を得て代議員会に出席することができる。

第4章 代議員会の議事

(議長・副議長の選出)

第7条 代議員会の議長及び副議長は、各1名ずつ、代議員会のつど出席代議員の中から選出する。

2 前項の選出は、代議員会の冒頭において、定款第24条第3項に定める業務執行理事が仮議長となつて行う。

(議長等の権限)

第8条 議長は、代議員会の秩序を維持し、議事を整理する。

2 議長は、議事を円滑に進めるために必要と判断するときは、次の者に対して退場を命じることができる。

(1) 代議員又はその代理人であつて、その資格を有しないことが判明した者

(2) 議長の指示に従わない者

(3) 代議員会の秩序を乱した者

3 議長は、議長の指示に従わない発言、議題に関係しない発言、他人の名誉を毀損し又は侮辱する発言、代議員会の品位を汚す発言、その他議事を妨害し又は議場を混乱させる発言に対し必要な注意を与え、制限し又はその発言を中止させることができる。

4 副議長は、議長を補佐し、議長の指示に従いその職務を代行する。

(定足数の確認)

第9条 議長は、選出後直ちに、事務局に出席者数を確認させ、定足数を充足していることを会場に報告させなければならない。

(議題の付議の宣言)

第10条 議長は、各議事に入るにあたり、その議題を付議することを宣言する。

2 議長は、予め招集通知に示された順序に従い議題を付議する。ただし、理由を述べてその順序を変更することができる。

3 議長は、複数の議題を一括して付議することができる。

(理事等の報告又は説明)

第11条 議長は、議題付議の宣告後、必要と認めるときは、理事及び監事に対しその議題に関する事項の報告又は説明を求めることができる。この場合、理事又は監事は、議長の許可を得て、補助者に

報告又は説明をさせることができる。

- 2 代議員が理事又は監事に対し特定の事項について説明を求めるときは、議長は理事又は監事に対し説明を求めなければならない。ただし、当該事項が当該代議員会の目的である事項に関しないものである場合、又はその説明をすることが代議員の共同の利益を著しく害する場合、その他正当な理由がある場合と議長が認める場合は、この限りではない。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第43条、第44条又は第49条第3項の規定により代議員から提案があった場合、議長はその代議員に議題の説明を求め、また、理事又は監事に対してこれに係る意見を述べさせることができる。

（議題の審議）

第12条 議題について発言するときは、議長の許可を受けなければならない。

- 2 発言の順序は、議長が決定する。
- 3 発言は、簡潔明瞭であることを要し、議長は、議事の進行上必要があると認めるときは、発言時間を制限することができる。

（議事進行動議）

第13条 代議員は、代議員会の議事進行に関して、動議を提出することができる。

- 2 前項の動議については、議長は速やかに採決しなければならない。
- 3 議長は、第1項の動議が、代議員会の議事を妨害する手段として提出されたとき、不適法又は権利の濫用にあたる時、その他動議に合理的な理由のないことが明らかなときは、直ちに却下することができる。

（議長不信任動議）

第14条 代議員は、議長不信任動議を提出することができない。

（採 決）

第15条 議長は、議題について質疑及び討論が尽くされたと認められるときは、審議終了を宣言し、採決することができる。

- 2 議長は、一括して審議した議題については、一括して採決することができる。
- 3 議長は、議題原案に対して修正案が提出された場合には、原案に先立ち修正案の採決を行う。
- 4 複数の修正案が提出された場合は、原案から遠いものから順次採決を行う。ただし、多数の修正案が提出された場合には、前項の定めにかかわらず、原案を修正案に先立ち採決することができる。
- 5 修正案の採決においては、書面又は電磁的方法によって、原案に賛成の旨行使された議決権については、修正案に反対の意思が表明されたものとして、また原案に反対又は棄権の旨行使された議決権については、修正案の採決につき棄権したものとして取扱う。
- 6 法人法第55条各項に規定する議案が提出されたときは、書面又は電磁的方法によって行使された議決権については、賛成の意思が表明されたものとして取扱う。
- 7 議長は、採決について、賛否を確認できるいかなる方法によることもできる。
- 8 議長は、採決に先立って、議題及び自己の議決権の行使に関するいかなる意見も述べることはできない。

（役員を選任等にかかる議案の概要）

第16条 選任する役員の定数は、定款第24条第1項に基づき理事17名以上22名以内及び監事3名とする。理事の定数には、地区を単位として推薦された理事（以下「ブロック理事」という。）を含むものとする。ブロック理事は、各地区1名とし、地区の単位は、別表1に定める。

- 2 理事及び監事の立候補者は、この規則第2条に定める招集手続きにかかる理事会開催日の前までに、所定の書式をもって本会に届け出なければならない。立候補の届出期間は、理事会において定める。
- 3 理事会は、前項による理事及び監事の立候補の届出を受けた者を役員候補者に定め、代議員会の決議事項における議案の概要とする。
- 4 理事及び監事の選任方法は、代議員会において定める役員選任規程による。

(出席した代議員の議決権の数)

第17条 代議員会の決議については、次の数の合計数（いずれも、当該議案について議決に加わることでできる代議員の議決権の数に限る）を出席した代議員の議決権の数とする。

- (1) 出席した代議員本人の議決権の数
- (2) 代理人を出席させた代議員の議決権の数
- (3) 議決権行使書を開催日の前日までに提出した代議員の議決権の数
- (4) 電磁的方法により開催日の前日までに議決権を行使した代議員の議決権の数

(採決結果の宣言)

第18条 議長は、採決が終了した場合には、その結果並びにその議題の決議に必要な賛成数を充足しているか否かを宣言する。

(休憩)

第19条 議長は、必要と認めるときは、再開時刻を定めて、休憩を宣言することができる。

(延期又は続行)

第20条 代議員会を延期又は続行する場合は、代議員会の決議による。

- 2 前項の場合、延会又は継続会の日時及び場所についても決議しなければならない。ただし、その決定を議長に一任することもできる。
- 3 前項ただし書きの場合、議長は、決定した日時及び場所を速やかに代議員に通知しなければならない。
- 4 延会又は継続会の日は、当初の代議員会の日より2週間以内の日としなければならない。

(閉会)

第21条 議長は、すべての議事が終了した場合又は延期若しくは続行が決議された場合には、閉会を宣言する。

(議事録)

第22条 代議員会の議事については、書面（又は電磁的記録）をもって議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、別表2に掲げる事項を記載（又は記録）し、議長及び当該代議員会において出席代議員のうちから選出された議事録署名人2名が記名押印しなければならない。

(議事の経過及びその結果の報告)

第23条 議長は、欠席した代議員に対して、書面をもって議事の経過及びその結果の概要を遅滞なく報告するものとする。

- 2 会長は、会員に対し、代議員会の議事の経過及びその結果の概要を、本会ウェブサイト又は直近に発行される会報（歯科衛生だより）に掲載し、報告するものとする。

第5章 事務局

(事務局)

第24条 代議員会の事務局は、定款第57条第2項に定める事務局長がこれに当たる。

第6章 雑 則

(改 廃)

第25条 この規則の改廃は、代議員会の決議を経て行う。

附 則

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

附 則

この規則は、令和6年度定時代議員会の決議を経て、令和6年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年度定時代議員会の決議を経て、令和7年6月15日から施行する。

別表 1

地区を単位としたブロック別・都道府県歯科衛生士会の範囲

ブロック名	都 道 府 県 名
北 海 道 東 北	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関 東 信 越	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県 新潟県、山梨県、長野県
東 海 北 陸	富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近 畿	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中 国 四 国	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県 愛媛県、高知県
九 州	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県 沖縄県

別表 2

議事録記載事項

- 1 開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事、監事又は代議員が代議員会に出席をした場合における当該出席の方法）
- 2 議事の経過の要領及びその結果
- 3 決議を要する事項について特別の利害関係を有する代議員があるときは、当該代議員の氏名
- 4 次の意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
 - イ 監事が監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べたとき
 - ロ 監事を辞任した者が、辞任後最初に招集された代議員会に出席して辞任した旨及びその理由を述べたとき
 - ハ 監事が、理事が代議員会に提出しようとする議案、書類等について調査の結果、法令若しくは定款に違反し又は著しく不当な事項があるものと認めて、代議員会に報告したとき
 - ニ 監事が監事の報酬等について意見を述べたとき
- 5 代議員会に出席した理事、監事の氏名又は名称
- 6 議長の氏名
- 7 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名